

「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）及び、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（案）」に対する御意見と県の考え方

1 意見募集期間

令和6年10月21日（月）から11月20日（水）

2 意見の提出者数及び意見件数

4件（1人）

3 意見の種別

賛成 0件

反対 0件

制度への意見 4件（※いずれも宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（案）に対する御意見）

個人／ 法人・団体	意見・提案内容	意見の種別	県の考え方
個人	事業者に許可申請前の住民説明会を義務付け、開催案内を県のホームページ等で公表し、誰でも参加できるようにすること。	制度への意見	事業者は、盛土規制法の規定に基づき、住民への周知を行います。このため、盛土等の規模等に応じて説明会の開催、書面配布、掲示等のいずれかの方法により実施することになります。

個人	太陽光発電事業に関する工事については、防災施設の設置に不備がある状態で太陽光発電事業の開発行為が進められ、土砂流出や架台・杭基礎等の強度低下等の被害が生じている事例があることを踏まえ、施工中の災害の発生を防止するため、防災施設の先行設置を義務とすること。	制度への意見	太陽光発電設備の設置に伴い一定規模以上の盛土等を伴う場合は、盛土規制法の許可が必要となります。許可の際には条件として、防災施設の先行設置も含めた施工中の災害防止を求めることとなります。
個人	事業ごとに大学等の研究機関による設計書類の審査を義務付けること。その費用は事業者負担とすること。	制度への意見	設計書類の研究機関による審査は義務付けてはおりませんが、盛土規制法の規定に基づき許可権者が審査することになります。なお、一定規模以上の工事の設計を行う者の資格は政令で定められています。
個人	技術基準は県内一律とせず、事業内容、事業実施場所の状況によってより厳しくすること。	制度への意見	盛土規制法の規定に基づき、必要な措置を講ずることになります。盛土規制法では、盛土等の高さや土質、盛土等を行う土地の状況に応じた技術的基準が定められています。